特定非営利活動法人相続アドバイザー協議会定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人相続アドバイザー協議会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目２７番３号やまとビル８階に置く。

（目 的）

第３条　この法人は、相続についての研究を行い、相続問題への適切なアドバイスを行える知識と能力を持った人材の育成と教育・研修などを実施して、それらのアドバイザーをネットワーク化して知識･情報の交換や共有によって相続問題のよりのぞましい対応を実現することで、国民生活の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（特定非営利活動に係る事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)相続に関する知識の啓発と普及

(2)相続に関する調査･研究及び情報の提供

(3)相続に関する研修会・セミナーの開催

(4)相続に関係する各種機関との交流・情報交換

(5)相続に関するアドバイザーの育成・教育

第２章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、一般会員、認定会員及び法人賛助会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)一般会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)認定会員　　この法人の目的に賛同し、本会が指定する講座に本会の定める回数以上出席して入会した個人

(3) 法人賛助会員　この法人の目的に賛同して入会する法人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会には特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書をこの法人に提出するものとする。

３　この法人は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　この法人は、第３項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 会費を納入期日より３ケ月以上納入せず、理事会において納入の意思がないと判断したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章 役 員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３人以上１７人以内

(2) 監事１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長、１人以上３人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、理事会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第15条１　理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

２　理事長は、法人の業務を総理する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　監事が前項の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することが出来る。

3　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会、理事会および評議員会の3種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、社員である一般会員、認定会員及び法人賛助会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 定款の変更

(3) 解散及び合併

(4) 監事の解任

(5) 理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(6) 解散における残余財産の帰属

(7) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックスまたは電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した社員の中から理事長が指名する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、社員総数の３分の１以上の出席によって成立する。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各社員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は議長あるいは他の社員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した社員は、前２条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数（書面表決者、もしくは電磁的方法をもって表決した者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックスまたは電子メールにより、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

（評議員）

第38条　この法人に、評議員３人以上を置く。

２　評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

３　評議員は、理事または監事を兼ねることは出来ない。

４　評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

５　評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席理事の3分2以上の議決を経て、これを解任することが出来る。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。

（２）職務上の業務違反その他評議員としてふさわしくない行為があったとき

６　評議員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することが出来る。

７　評議員は本会の運営に関して意見を述べることが出来る。また理事長の諮

問に応じ、必要な事項について審議する。

（評議員会）

第39条　評議員会は、評議員をもって構成し、この定款に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議する。

2　評議員会は、理事長が招集し、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき

（2）評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4　評議員会には、第35条から第37条までの規定を準用する。

第5章 資 産

（構 成）

第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（管 理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第6章 会 計

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章 事務局

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には必要な職員を置く。

第56条　職員の任免は理事長が行う。

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年12月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　一般会員　10,000円
　　認定会員　10,000円

(2) 年会費　　一般会員　12,000円
　　認定会員　12,000円

別 表　　設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	芳賀　則人
副理事長	野口　賢次
副理事長	長尾　浩章
理　事	矢野　文雄
同	斎藤　紀明
同	遠藤　純一
監　事	佐藤　治夫